

コンビニ収納対応一体型紙折機能付連続帳票裁断および封入封緘機賃貸借仕様書

1 基本仕様

- (1) 本件は、コンビニ収納に対応した紙折機能付連続帳票裁断および封入封緘機が搬送ラインで接続され、一体となった機器を賃貸借するものである。
- (2) 本機器は、上流（１チャンネル部）及び中流（２チャンネル部）に紙折機能付連続帳票裁断機、下流側に封入封緘機が設置され、３つの機器が搬送ラインで接続された構成となっていること。
- (3) 本機器は、最大２種類のスプロケットホール付き連続帳票をバーコード又はOCR数字の番号により、各チャンネル部で名寄せ照合（マッチング）を行いながら搬送ラインで合流および名寄せ照合させ、案内通知等の封入物（最大封入点数は、５点以上を可能とすること。）と一緒に封入した後、封緘までを自動で行うものである。
なお、２種類の連続帳票の名寄せ照合に関しては、バーコードおよびOCR数字の番号のいずれでも対応が可能であること。
また、名寄せ照合用のバーコードおよびOCR数字の番号体系、印字仕様については、秋田市の現行システムで出力している仕様に対応が可能であること。
- (4) 紙折機能付連続帳票裁断および封入封緘機の一連の処理を集中制御できるコントロールユニットを有していること。
- (5) 日本郵便株式会社が定めた第一種郵便物規定を満たしている封書の処理が可能であること。
- (6) 財団法人流通システム開発センターが定めた自治体各種税収納（コンビニ収納）の帳票規定を満たしている用紙の処理が可能であること。
- (7) 将来、機器の増設等が生じた場合、設置場所での対応が可能であること。

2 処理形態

本機器で処理できる納税通知書および納付書等の形態は次のとおりとする。

- (1) 単票（納税通知書）および単票（納付書）の処理
納税通知書および課税明細書等は単票または、封筒に入る大きさに紙折りし、所定の枚数の名寄せを行い、単票のまま名寄せを行った納付書と宛名毎の照合を行う。
宛名毎に照合された１束ずつを封入封緘機に送り、封入封緘することが可能なこと。
- (2) 横折り帳票（納税通知書および課税明細書等）の処理
横１面付け連続帳票（１ＵＰ帳票）である納税通知書および課税明細書等の折り方は、横折り、２つ折り（Ｖ折り）、内３つ折り（Ｃ折り）、外３つ折り（Ｚ折り）

および4つ折りを可能とすること。

- (3) 縦2つ折り帳票（均等および変則折り）の名寄せ照合処理（軽自動車税納税通知書等）横長の横1面付け連続帳票（1UP帳票）を所定の縦ミシン目の位置で縦に2つ折りした後に1枚ずつ裁断し、バーコードまたはOCR数字の番号による名寄せ照合処理を行い、個人または世帯ごとに封入封緘機に送り、封入封緘する。

3 名寄せ照合処理

- (1) 納税通知書および課税明細書等の名寄せ照合処理

3つ折り帳票の場合は、6枚以上の名寄せ照合を可能とし、2つ折り帳票の場合は、9枚以上の名寄せ照合が可能であること。

- (2) 納付書等の名寄せ照合処理

18枚以上の名寄せ照合が可能であること。

- (3) 2つの帳票（納税通知書等および納付書等）の名寄せ照合処理

2つの帳票の名寄せ照合に関しては、それぞれの枚数が異なる照合が可能であること。また、宛名面が入った帳票は、1チャンネル部および2チャンネル部のどちらにあっても照合が可能であること。なお、帳票のセット作業は、業務ごとに秋田市職員が容易に行えること。

4 個別機器の仕様

- (1) 紙折機能付連続帳票裁断機

ア 基本要件

- (ア) 紙折機能付連続帳票裁断機を2機連結して、かつ封入封緘機とも連結が可能であり、一連で処理が可能であること。
- (イ) 連続帳票の裁断および折り加工を一連で行い、裁断または折り加工後の帳票を集積し、搬送ラインへの排出が可能であること。
- (ウ) 縦2つ折り帳票にも対応が可能で、縦2つ折りした後に進行方向に折り込む、所謂、DM折りにも対応できること。
- (エ) 紙折機能部分と連続帳票裁断部分の接続部分がユーザーレベルで簡単に着脱できる機能を有し、将来的に単片帳票フィーダーを用意すれば、連続帳票裁断部と交換が可能になり、原課、業務毎にユーザーレベルで連続帳票と単片帳票の両方の処理が可能になること。
- (オ) 一般財団法人流通システム開発センター「GS1-128による標準料金代理収納ガイドライン」の「コンビニ納付の帳票規定」に対応が可能であること。

イ 基本機能

(ア) 処理可能な帳票サイズの処理前のサイズは、以下のとおりとする。

a 横1面付け連続帳票（1UP帳票）

縦4.0から13.5インチまで(101.6mmから342.9mmまで)、

横7.0から11.0インチまで(177.8mmから279.4mmまで)

b 縦2つ折り帳票

縦4.0から13.5インチまで(101.6mmから342.9mmまで)、

横11.0から19.0インチまで(279.4mmから482.6mmまで)

(イ) 帳票の仕上がりサイズは、以下のとおりとする。

a 横1面付け連続帳票（1UP帳票）

縦4.0から4.5インチまで（101.6mmから114.3mmまで）、

横6.0から8.7インチまで（152.4mmから220.98mmまで）

b 縦2つ折り帳票

縦4.0から4.5インチまで（101.6mmから114.3mmまで）、

横6.0から8.7インチまで（152.4mmから220.98mmまで）

c スリット幅（帳票の耳のカット幅）は、左右共に0.38から1.26インチまで（9.65mmから32.00mmまで）

(ウ) 処理速度は、以下のとおりとする。（縦12インチ3つ折り、1枚ごとの処理の場合）

a 単独作業時は、最高4,000冊以上／時間（帳票セット等の機器が稼働していない時間を除いた時間当たりの処理速度）

ウ 機能詳細

(ア) 紙折機能での折り形態は、外3つ折り（Z折り）、内3つ折り（C折り）、2つ折り（V折り）、4つ折り、または折りなしが可能であり、折りサイズは自動セットが可能であること。

(イ) 作業ジョブ登録にメモリー登録ができ、簡便にセットが行えること。

(ウ) 折った後の帳票は、封入封緘時の封入ミスを低減させるため、プレスロール等で再加圧するなど、折り合わせ精度を高める機能を有すること。

(エ) 名寄せ照合の枚数は、18枚以上まで可能なこと。（3つ折り時は6枚以上、2つ折り時は9枚以上まで可能なこと。）

(オ) 名寄せ照合する場合、全サイズの帳票において先頭ページから処理可能なこと。（白紙ページを付けなくても処理可能なこと）

(カ) 縦ミシン目入り帳票において、縦ミシン目の部分で2つ折り（センター折り以

外も含む。) の処理ができること。

(キ) 管理 P C で業務設定が行え、セットする連続帳票の縦横サイズ、スリット幅（帳票の耳のカット幅）、紙折サイズ等の自動セットが可能であること。

(ク) 集中コントロールユニットでの操作が可能であること。

(ケ) 連続帳票の裁断は、裁断サイズの精度を要する納付書に適した、バースト方式であること。

(2) 封入封緘機

ア 基本要件

(ア) 封入封緘機単体でも運転が可能であること。

(イ) 封入物は、折った物、冊子および単票が可能であること。

(ウ) 封筒の窓検査および厚み検査が可能であること。

(エ) コンビニ収納に対応した紙折機能付連続帳票裁断機との連結が可能であること。

(オ) 紙折機能付連続帳票裁断および封入封緘機の一連の処理を集中制御できるコントロールユニットを有していること。

イ 基本機能

(ア) 封入点数は、5 点以上とする。

(イ) 処理スピードは、最高 1 1, 0 0 0 回転以上／時間とする。

(ウ) 封入物のサイズは、最小が縦 7 6 mm×横 1 3 9 mm、最大が縦 1 3 5 mm×横 2 2 2 mm、厚みは最大 5 mm（無加圧）とする。

(エ) 封筒のサイズは、最小が縦 9 0 mm×横 1 5 5 mm、最大が縦 1 4 0 mm×横 2 3 5 mm、フラップ幅（封筒のふたの幅）は 2 5 mm から 4 5 mm までとする。

ウ 機能詳細

(ア) 封入機の封筒の厚みが、あらかじめ設定された厚みと異なる時には機器が安全に止まり、ストップランプ等を点灯すること。

(イ) フラップ（封筒のふた）が開かないトラブルが発生した時はチェックする機能を有し、オペレーターに警告すること。

(ウ) スピードコントロール、フラップ（封筒のふた）水付けの調整が安易に行えること。

(エ) フラップ（封筒のふた）用の水が不足した場合は、水補給の警告をすること。

(オ) 5 台以上の封入ステーション（封入物をセットする台）が装備されていること。

- (ハ) 封入ステーションから、横綴じ込み冊子、外3つ折り（Z折り）等の封入物を取り出せること。
- (キ) 封入物の追加補充が随時可能であること。
- (ク) 封緘機能だけでの使用が可能であること。
- (ケ) 封入後の封筒は、ベルトコンベアー上に排出され、稼働中でも随時取り出せること。
- (コ) 機器が停止した時に、フラップ（封筒のふた）に塗布済みの水の乾燥による未封緘を防止する装置を有していること。
- (サ) 各種チェック機能を有し、警告ランプで通知が可能なこと。
- (シ) セーフティセンサー等を装備し、機器の運転中にオペレーターが稼働部分に触れることがない安全な構造であること。

(3) 集中コントロールユニット

ア 基本要件

- (ア) 紙折機能付連続帳票裁断および封入封緘機の一連の処理を集中制御および監視できること。
- (イ) 封筒の窓検査および厚み検査の結果ログの管理が可能であること。
- (ウ) 映像ログ管理システムを有していること。
- (エ) 業務内容ごとに、業務名、機器接続構成、機器ごとの主要設定項目（帳票サイズ、スリット幅、紙折りの形態およびサイズ等）をメモリー登録できること。
- (オ) 業務名は、日本語（漢字表記）で入力および表示ができること。
- (カ) メモリー登録した内容は、装置にダウンロードして装置セットが自動的に簡便にできること。

イ 基本機能

- (ア) 封入封緘された封筒のOCR連番検査および厚み検査を行い、検査したデータをPC上で一元管理し、データの検索および抽出を容易に行えるログ管理機能を有していること。
- (イ) システム全体のメインコントローラーを兼ね、作業内容の管理、作業ジョブの登録およびメイン操作が行えること。
- (ウ) 日本語で作業ジョブの登録ができること。また、登録は900件以上できること。
- (エ) 作業ジョブごとに処理の内容を登録できること。

ウ 機能詳細

- (ア) 封筒の宛名窓部の画像をＣＣＤカメラで読み込み、画像ログとして記録および保存できる機能を有していること。
- (イ) 画像の中にあらかじめ決められた仕様の管理番号があれば、その管理番号を読み取りログとして記録および保存できる機能を有していること。
- (ウ) 管理番号は、１０桁まで読み取りが可能であること。
- (エ) 管理番号が連番の場合、昇順または降順で連番検査が可能であること。
- (オ) 連番検査で異常があった場合、装置を安全に停止できる機能を有していること。
- (カ) 作業ジョブの登録において基準厚みを登録することで、封入物が入った完成封筒の厚み検査が行え、基準厚みとの比較で封入物の落丁および誤封入が発見できること。
- (キ) 封入物の枚数が同一の処理（定数枚数処理）の厚み検査が可能であること。
- (ク) 封筒窓部の宛名面に印字したＯＣＲ数字を使った枚数情報により、名寄せ照合時に封入枚数が同一でない場合（ランダム）の厚み検査が可能であること。
なお、宛名面に印字したＯＣＲ数字を使った厚み検査は、手作業封入で処理した封筒でも１通毎検査が可能なこと。
- (ケ) 厚み検査でエラーが発生した場合、機器は自動的に停止すること。
- (コ) 厚み検査および封筒窓部の検査ログは、一元管理され保存できること。
- (サ) 紙折機能付連続帳票裁断および封入封緘機を接続した場合の厚み検査は、ランダムに行え、宛名面に枚数情報が無い場合でも可能であること。
- (シ) １チャンネル部の帳票の名寄せ枚数と、２チャンネル部の帳票の名寄せ枚数が、送付先ごとに異なる業務で、封筒の厚みがランダムになる場合でも厚み検査が、上記(サ)同様に枚数情報が無い場合でも可能であること。
- (ス) 監視カメラシステムと連動し、封入封緘作業を映像ログとして動画で残せること。

５ 参考機種等

ジェイエスキューブ製 M P S - 2 c h （マルチプロセッサシステム）

なお、同等の性能を有する機種の場合は、適格品であることを証明する仕様書、カタログ等の提出を求める場合がある。

６ 納入期限

納入期限は、令和７年１２月２５日までとし、納入日程については、秋田市と協議の上、定めることとする。なお、令和８年１月１日からの稼働が可能であること。

7 納入場所

納入場所は、秋田市企画財政部情報統計課内とする。

なお、契約期間満了に伴う機器の撤去および処分作業についても本契約に含める。

8 設置スペース

奥行き 7 4 0 0 mm×幅 4 6 8 0 mmのスペースに設置でき、作業できる機器であること。

9 賃貸借期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までとする。（6 0 か月リース）

10 支払条件

月ごとに前月分の賃借料を支払うこととする。（毎月払い 5 9 回および完了払い 1 回とする。）

11 保守体制

秋田市内に本社、又は支店、営業所等を有し、機器の保守に対応できる常時雇用されている技術職員がいること。また、電話で依頼した後、2 時間以内に秋田市役所に来庁し、対応が可能であること。

平日の保守可能時間は、午前 9 時から午後 5 時 1 5 分までとすること。また、休日および夜間についても事前協議の上で対応が可能であること。なお、休日および夜間の対応費用については、契約外事項として別途協議のうえ支払うこととする。

機器の導入初年度および翌年度以降においても、帳票の掛け替えに伴う調整や安定稼働までの立会いが可能であること。

12 機器の保守

本件には、機器の総合保守点検を含むものとする。

(1) 保守の範囲

ア 機器保全のための点検、調整および清掃

イ 劣化部品の交換

ウ 故障時の点検および修理

(2) 保守の方法

ア 定期点検保守

賃貸借期間中は、年4回の定期点検保守を行うものとする。

イ 緊急保守点検

障害が発生した場合は、即時に保守点検を行うものとする。

ウ 処理立会い

新規帳票処理時には、立会い調整等を行うものとする。

エ 点検報告

保守点検を行った場合は、速やかに保守点検報告書を作成し、確認を受けるものとする。

(3) 保守の時間

ア 定期点検保守

機器未稼働時に行うものとする。

イ 緊急保守点検

指定した日時までに終了させるものとする。

ウ 処理立会い

指定した日時に行うものとする。

(4) 部品交換の所有権

部品を交換した場合は、旧部品の所有権は保守会社に帰属する。

(5) 動産総合保険

賃貸する機器には、賃貸人において動産総合保険を付するものとする。

13 オペレーショントレーニング

機器導入後のサポートとして、機器のオペレーショントレーニングを秋田市からの要望に応じて無償で実施すること。また、機器導入の翌年度以降においても、秋田市から要望がある場合は、事前協議の上で、オペレーショントレーニングを無償で行うこと。